

地域連携活性化支援事業実施に向けて

1. 目的

市内商業の発展・活性化に寄与し、新規的な取り組みを促すとともに、商店街の活性化に対する取り組みを行う団体を公募し、審査委員会において選定された事業に対して、事業費の一部を助成します。

2. 補助対象

商店街・地域の活性化を図るために実施する事業であり、令和8年度内に実施可能な事業

※事業については既に実施した事業についても対象とする。

※過去に応募のある事業については、新規の要素を取り入れることとする。

※令和9年1月31日までに事業実績報告書を提出できる事業に限る。

※事業実績報告書への添付写真等は最新のものを利用すること。

《具体例》

- 消費活性化のための商店街事業の実施（100円市など）
- 地域の賑わいを創出するための装飾（イルミネーションなど）
- ネットショッピングなどの需要に応えるため、商店会で共同宅配事業を実施

3. 補助限度額

補助率・限度額：2/3（総事業費のうち最大10万円）

補 助 団 体：7団体

4. 事業実施団体、補助金交付先

船橋市内の団体

※船橋市内にある既存の商店街組織、商業者によるグループ・団体

※補助金交付の対象は、商店会連合会または船橋商工会議所の会員に限られます。

※団体としての運営が適切で、財産の管理等を適切に行うことができること

5. 選定

募集期間中に応募申請書を提出していただき、商部会正副部長等により構成する審査委員会において、書類審査を行い選定させていただきます。審査の結果、事業が採択された場合、補助金交付申請書を提出していただき、交付決定をします。

6. 募集期間（予定）

令和 8 年 9 月 1 日（火） から令和 8 年 9 月 30 日（水）

7. スケジュール

令和 8 年 9 月 1 日～9 月 30 日	応募申請書受付
令和 8 年 10 月	審査委員会（書類審査）
	採択
令和 8 年 11 月	交付決定
令和 8 年 4 月～令和 8 年 1 月	事業の実施
令和 9 年 1 月	実績報告・交付確定・請求・入金

8. 審査結果

応募者全員に郵送等で通知します。応募者が多数の場合、採択となっても補助金交付額が要望額に満たない場合がありますのでご了承ください。

9. 応募先（問合せ先）

船橋商工会議所 商業振興課 相川

船橋市本町 1-10-10 電話：047-435-8211 FAX：047-434-9559

10. 応募方法

持参又は郵送等